

京都市交通局管理規程 2-10 (京都市交通局事業所規程) の一部を次のように改正する。

平成17年4月8日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第4.7条の2第1項を削り、同条第2項中「第二建設事務所」を「建設事務所」に改め、同項を同条第1項とする。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(交通局企画総務部総務課)